



謹 賀 新 年

令和7年 元旦

原 **俊**

税理士法人 原会計事務所

原会計事務所だよ

編集 発 行 人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅 地 建 物 取 引 士
ITコーディネーター

本 社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀 4-13-1
TEL:03-3552-5500(F) FAX:03-3552-5400

市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666(F) FAX:047-333-8811

喫 茶 相 続 相 談 カ フ ェ
TEL: 0 4 7 - 3 3 3 - 3 3 4 4

安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋 5-5-3
TEL:047-424-5566(F) FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikei.com
URL http://www.harakaikei.com/

法定調書

◆提出調書と支払内容◆

〈提出期限〉
令和7年
1月31日(金)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(令和6年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類(63種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならぬ6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載の令和6年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20第1項に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【令和6年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

※ 令和6年分の所得税について、定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されています。給与所得者の方に対する定額減税は、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除した上で、年末調整の際にその時点の定額減税額に基づいて精算する方法で行われます。定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。定額減税額は、①本人 30,000円 ②同一生計配偶者及び扶養親族1人につき 30,000円となります。上記の改正に伴い、令和6年分給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄に、定額減税に関する事項の記載が必要となりました。(住民税 同 10,000円)

「2025年問題」への対応 ～人手不足、IT化、事業承継～

「2025年問題」とは、2025年に日本の人口の5人に1人が75歳以上となり、後期高齢者が大幅に増えることで、社会に大きな影響を及ぼす問題のことです。

2025年は、団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が全て

2025年問題とは

団塊世代 約800万人が75歳に
65歳以上 約3人に1人 75歳以上 約5人に1人

起こりうる影響

- ・労働人口の減少による人手不足
- ・経営者の高齢化と事業承継者の不足
- ・社会保障費の増加（年金・医療費）
- ・現役世代の負担の増加（収入減に）

75歳以上になる一方で、少子化の傾向には歯止めがかからず、国民の5人に1人が後期高齢者（75歳以上）、3人に1人が高齢者（65歳以上）という超高齢化社会を迎える年となります。

このような人口構造の変化により、特に労働者不足は深刻となり、生産年齢人口の減少に伴い、あらゆる業種で人材不足に陥る懸念があります。

■人手不足への対応

2025年には労働者が約580万人不足すると推計されており、今後、より人材確保が難しくなる状況が見込まれます。そのため、企業においては、これまで以上に女性やシニア、外国人労働者など、潜在労働力の掘り起こしや多様な人材の採用に取り組む必要があります。

具体的には、柔軟な勤務時間やテレワーク制度の導入、仕事とプライベートのバランスを考慮した「ワークライフバランス」の支援体制など、

多様な人材のニーズに合った働き方を受け入れる体制整備が必要です。

また、正社員にこだわらず、短時間のパートや副業として働きたい人の採用など、雇用形態にも多様性をもたせると、より採用の幅が広がるでしょう。

多様な人材を受け入れることは、これまでとは違う視点で業務を見直す機会となり、新たな商品開発や業務改善につながったり、従来の常識とは異なる発想で企業が抱える課題の解決も期待できます。

■IT化、DXによる業務改善

また、人手不足の解消につながる労働環境の効率化や自動化を推進するため、IT化やDX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組む必要があります。自社の業務全体を見直したうえで、人でなくても問題ない部分を機械やシステムに置き換えることで、人手不足をカバーすることができま

す。単にソフトやツール、機械を導入すればよいということではなく、どこをどのように効率化すればよいかを慎重に検討し、自社の課題に見合うものを導入しましょう。

IT化やDXにより業務の効率化が進めば、今いる人数で本来力を入

れたい業務に人材を集中させたり、新たな事業に取り組むことも可能となります。

また、従業員が付加価値の高い業務に集中できるようにすれば、モチベーション向上や競争力の強化につながるなどのメリットもあります。

■事業承継

中小企業庁の調査によると、2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者のうち約半数は後継者が決まっていません。

この問題を放置すると、中小企業の廃業が急増し、約650万人の雇用が失われ、約22兆円のGDPが失われる可能性があると推測されています。

後継者の育成にはある程度の期間が必要です。適切なタイミングで事業承継を実行するためには、後継者の選定や教育、事業承継計画の策定など、しっかりと事前に準備することが重要です。

親族や社内に後継者候補がない場合は、社外の第三者に事業を引き継がせるM&A（第三者承継）も検討しましょう。後継者不在の場合でも事業を継続でき、従業員の雇用を守りつつ、取引先との関係も維持することができま



税務署の「收受日付印」 令和7年1月から廃止へ

令和7年1月から、税務署の收受日付印の押なつが廃止されます。書面での申告書や申請書、届出書等がいつ收受されたかの「証」として、これまで重要な役割を果たしていたのですが、なぜ廃止されることになったのでしょうか。

書面による申告書等の提出は従来、窓口提出と郵送提出の2つがありました。「提出用」と「控え用」の2つに收受日付印を押なつてもらい、控え用を手元で保管します。郵送提出は、切手を貼付した「返信用封筒」を同封すれば、後日、收受日付印を押なつした控えが返送されました。

窓口・郵送ともに「提出用」のみ
令和7年1月からは、この対応が基本的に廃止されます。窓口・郵送提出とともに提出するのは「提出用」（正本）のみで、提出日については、自ら記録・管理することになります。

ただし、令和7年1月以降でも、当面の間の対応として、希望者には

リーフレット（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法を案内するもの）に申告書等を收受した日付・税務署名を記載したリーフレットを窓口で交付するとしています。郵送提出では、切手を貼付した返信用封筒を同封すると、このリーフレットが返送される模様です。

税務行政のDX化促進の一環

国税庁によると、申告手続のオンライン化など、税務行政のDX化を進める中、令和5年度のe・Tax利用率は、所得税申告で69・3%、法人税申告で86・2%に達しており、今後e・Taxの利用拡大がさらに見込まれるとしています。そこで、国税に関する手続の見直しの一環として、書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつが廃止されることとなりました。

国税庁サイトでは、本件についてのQ&Aが令和6年2月に掲出され、その後も随時更新がされています。その他、最新の情報につきましては、同サイトをご参照下さい。

1月の税務と労務

—税務—

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
 - (2)提出先…給与の支払者（所轄税務署長）
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付
 - (1)交付期限…1月31日
 - (2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民及び市町村民税の納付（第4期分） 納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- ★前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…1月10日（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- ★11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税） 申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税） 申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税） 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分） 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税） 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税） 申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出
 - (1)提出期限…1月31日
 - (2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

新年明けましておめでとうございませう。本年もよろしくお願ひ申し上げます。▼政府は、昨年、物価高対策などを盛り込んだ総合経済対策を決定しました。総額約39兆円の事業規模で、2023年度を上回る大型の経済対策となりました。▼経済対策の柱の1つが「日本経済・地方経済の成長」で、すべての世代の賃金・所得を増やすとしています。特に、最低賃金を2020年代に全国平均で1500円に引き上げる目標に向け、中小企業への支援策を多く盛り込

新年を迎えて

みました。賃上げのために業務改善や設備投資を行う中小企業への助成を行うとしています。▼経済情勢が見通せない現在、政府による経済支援策だけでなく、私たちが、自らの知恵と気力で状況を切り開く「企業家精神」が求められます。▼今年の干支は、「巳年（へび年）」です。巳（みへび）は、脱皮によって古い姿を捨て新しい姿に生まれ変わる。ことから「復活と再生」の象徴と言われます。今年こそわが国経済の復活と再生に向け、力強く邁進する年としたいものです。